

意見公募要領

1 意見公募対象

統計法施行規則の一部を改正する省令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）が施行されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に「カード代替電磁的記録」が位置付けられたことで、個人番号カードの券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、本人の個人番号及び顔写真）をスマートフォン等に搭載し、その情報を相手方に送信することで、本人確認を行うことが可能となったため、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）において「カード代替電磁的記録」による本人確認を追加する改正等を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第、末尾の連絡先窓口において配布するとともに、総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口〔e-Gov〕（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは 4 MB までとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： s-soukatsu_atmark_soumu.go.jp

総務省政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」と表示しております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に置き換えていただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっています。

（３）郵送する場合

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

総務省第二庁舎 7 階

総務省政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和 7 年 12 月 24 日（水）から令和 8 年 1 月 27 日（火）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担

当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省政策統括官(統計制度担当)室統計企画管理官室

担 当：小川、田代、藤井

電 話：03-5273-1142(直通)

電子メールアドレス：s-soukatsu_atmark_soumu.go.jp

(スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
送信の際には「@」に置き換えてください。)

意見書

令和 年 月 日

総務省政策統括官（統計制度担当）室
統計企画管理官室 あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「統計法施行規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡
担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載する
こと。

別紙様式

該当箇所	御意見